

(法 第 10 条関係)

設 立 趣 旨 書

1 趣旨

矢祭町の人口は減少傾向で推移しており、平成 27 年の国勢調査では 5,950 人、令和 2 年 10 月 1 日時点での福島県推計人口では、5,415 人となっている。今後は、令和 22 (2040) 年には 3,618 人程度、さらに令和 42 (2060) 年には 2,217 人程度と、周辺の自治体と同様に減少していくことが見込まれている。

人口規模の縮小は、地域における消費活動を減退させるだけでなく、労働に従事する人口も減少することから、結果として地域における経済規模が縮小し、日常生活における様々なサービス・利便性が低下していくことが危惧される。

これまで、矢祭町では、都市部からの移住促進や町民の転出を食い止めるために、町の魅力を高め、地域に人を呼び込もうと特産品の PR や観光振興などの地域活性化に取り組んできた。しかし、依然として地域の衰退は進行し、基幹産業である農業従事者の高齢化による生産量減少や耕作放棄地の増加、また、消費人口の減少による商店の廃業、これによる買い物難民の発生、空き家や空き店舗など遊休施設の増加による景観の悪化など悪循環に陥っている。

こうした、行政では手の届きにくい、また、対応しきれないほど山積する地域課題に対して、行政と地域の間で、きめ細かく課題を解決することを専門とする中間支援組織が地域に強く求められていることから、ここに、「特定非営利活動法人まち・ひと・みらい」を設立する。

当法人は、5 年間にわたる「やまつりまち・ひと・みらいづくり協議会」の活動実績を基礎としながら、多様な地域資源を活かし、知恵と工夫に満ちたまちづくり事業、観光振興事業などを地域に導入し、自然、文化、歴史、伝統、産業、人材などに新たな価値を見出し、新たな事業モデルを構築することにより、地域の活性化並びに持続可能な地域社会を構築する。

2 申請に至るまでの経過

令和 3 年度総会	協議会の在り方アンケートを実施したところ、地域の課題解決に取り組む NPO 法人設立を期待する回答が最も多く確認された。
令和 4 年 6 月 25 日	発起人会 開催
令和 4 年 7 月 7 日・21 日、8 月 5 日	設立検討会議 開催
令和 4 年 9 月 8 日、10 月 17 日	設立総会準備会議 開催
令和 4 年 11 月 17 日	設立総会を開催し、議案について承認され、申請に至る

令和 4 年 11 月 21 日

特定非営利活動法人まち・ひと・みらい

設立代表者 住所又は居所 福島県東白川郡矢祭町大字小田川字田川 3 番地
氏名 押田 洋平